

令和3年6月17日

臨時休校及び自宅待機に関するご案内

帝京第五高等学校
校長 松満 幹生

入梅の候、いよいよご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につき、以下に掲げる本校の規定を周知いただきますようお願い申し上げます。

臨時休校及び自宅待機に関する規定

帝京第五高等学校

自然災害（台風・洪水・大雪・地震など）その他の特別な状況による緊急の措置としての自宅待機・臨時休校については、以下を原則として学校長の判断に基づき決定する。

登校時

【1】警報発令時

午前5時から午前7時の間に南予地方および松山市・伊予市・伊予郡のうち一カ所でも以下の警報が発令されている場合、**通学生は自宅待機、寮生は寮待機とする。**

その後、臨時休校等の措置を決定し8:30～9:00に「スクリレ」で全登録者に連絡する。

○暴風警報 ○大雪警報 ○暴風雪警報
○特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪のいずれか。高潮・波浪は除く）

【2】警報発令時以外

上記の警報が発令されていなくても、学校長の判断に基づき、通学生は自宅待機、寮生は寮待機とする場合がある。この場合、スクールバス出発以前に「スクリレ」で全登録者に連絡する。

その後、臨時休校等の措置を決定し、8:30～9:00に「スクリレ」で全登録者に連絡する。

例

- ・積雪、低温等により路面が凍結しチェーン規制が出され、スクールバスの運行が危険と判断される場合。
- ・地震により通学途上の道路に被害が発生し、スクールバスの運行が危険と判断される場合。
- ・公共の交通機関が不通の場合、また道路状況から登校が危険と判断される場合。

【3】個別の判断による場合

通学生は、上記【1】【2】に該当しなくても、自宅周辺の状況から見て登校が危険と判断される場合は、保護者を通じてその旨を学校へ連絡し指示を仰ぐこと。連絡がない場合は通常の欠席となる。

下校時

天候の急変や道路状況の悪化などにより、下校時の安全が保証されないと予想される場合、学校長の判断に基づきその日の校時を途中で打ち切って早期下校とすることがある。この場合、スクールバス出発時間と併せて「スクリレ」で全登録者に連絡する。